

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 11 月 1 日 至 令和 7 年 10 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 高岡耳鼻咽喉科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 愛媛県松山市北久米町 477 番地 14
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 4 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 4 月 22 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	高岡耳鼻咽喉科	3 8 1 0 1 1 1 3 5 5	愛媛県松山市北久米町 4 7 7 番地 1 4	0

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 12 月 20 日 令和 5 年度決算の決定

令和 6 年 12 月 20 日 理事、監事の選任、辞任の承認

令和 7 年 10 月 31 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 高岡耳鼻咽喉科
所在地 愛媛県松山市北久米町 4 7 7 番地 1 4

※医療法人整理番号

		5	3	5
--	--	---	---	---

財 産 目 録
(令和 7年10月31日現在)

1. 資 産 額	69,153 千円
2. 負 債 額	61,530 千円
3. 純 資 産 額	7,623 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,184
B 固 定 資 産	41,968
C 資 産 合 計 (A + B)	69,153
D 負 債 合 計	61,530
E 純 資 産 (C - D)	7,623

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	

様式 3 - 2

法人名 医療法人 高岡耳鼻咽喉科
所在地 愛媛県松山市北久米町477番地14

※医療法人整理番号 535

貸 借 対 照 表
(令和 7年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,184	I 流 動 負 債	14,970
II 固 定 資 産	41,968	II 固 定 負 債	46,560
1 有 形 固 定 資 産	523	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	120	負 債 合 計	61,530
3 そ の 他 の 資 産	41,325	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	5,000
		II 積 立 金	2,623
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	7,623
資 産 合 計	69,153	負債・純資産合計	69,153

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人 高岡耳鼻咽喉科
所在地 愛媛県松山市北久米町 4 7 7 番地 1 4

※医療法人整理番号 035

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 11月 1日 至 令和 7年 10月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,371
2 事業費用	106,154
本来業務事業損失	3,783
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業損失	
事業損失	3,783
II 事業外収益	1,679
III 事業外費用	647
経常損失	2,751
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	2,751
法人税等	82
当期純損失	2,833

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号		5	3	5
-----------	--	---	---	---

法人名	医療法人 高岡耳鼻咽喉科
所在地	愛媛県松山市北久米町477番地14

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 高岡耳鼻咽喉科
理事長 高岡 佳弘 殿

私（注 1）は、医療法人 高岡耳鼻咽喉科 の令和 6 会計年度（令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 1 月 20 日
医療法人 高岡耳鼻咽喉科
監事 甲光 幹子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。